

清流園
貯留槽清掃処分業務
作業手順書

令和8年度

大洲・喜多衛生事務組合
清流園

清流園 貯留槽清掃処分業務 作業手順書

本作業手順書は、大洲・喜多衛生事務組合(以下「発注者」という。)が委託する貯留槽清掃処分業務に適用するものとする。

清掃作業 対象設備	◇ 貯留槽(汚泥貯留槽, し尿貯留槽) ◇ 地下ポンプ室の配管内部と床排水ピット ◇ 発注者が指示する槽(強力吸引車のタンクに空き容量がある場合)
-----------	---

1. 10トン特殊強力吸引車を所定の位置に配置する。
2. 清掃作業用器具を所定の位置に配置する。
3. 汚泥貯留槽・し尿貯留槽・浄化槽汚泥貯留槽のマンホール蓋を開ける。
4. し尿貯留槽と汚泥貯留槽の槽内の酸素濃度と硫化水素濃度を測定する(作業開始前測定)。
なお、浄化槽汚泥貯留槽については、作業員が槽内に立ち入らないため、測定を要しないものとする。
5. し尿貯留槽及び浄化槽汚泥貯留槽の槽内にサクシオンホースの先端を挿入し、吸引を開始して、適切な水位まで液位を低下させる。なお、浄化槽汚泥貯留槽は清掃対象の貯留槽ではないが、配管内部が清掃対象であるため、液位を低下させる必要がある。
6. 浄化槽汚泥貯留槽の液位が十分に低下したことを確認した後、同槽の吸引を停止し、次に汚泥貯留槽の槽内にサクシオンホースの先端を挿入して吸引を開始する。
7. 浄化槽汚泥貯留槽に接続する地下ポンプ室配管のフランジを開放する(清流園職員が実施する)。
8. し尿貯留槽及び汚泥貯留槽について、送風機を稼働させ、槽内を換気する。
9. し尿貯留槽及び汚泥貯留槽の液位が十分に低下したことを確認した後、再度、酸素濃度及び硫化水素濃度を測定する(作業中測定)。
10. 槽内の酸素濃度が18パーセント以上、かつ硫化水素濃度が10ppm未満であることを確認した後、槽内に梯子を設置し、作業員が槽内に立ち入るものとする。その際、換気を継続するとともに、監視員を配置し、槽外から作業員の状況を常時確認する。
11. 高圧洗浄機等を使用し、し尿貯留槽及び汚泥貯留槽の槽内における床面、壁面等を清掃する。

12. し尿貯留槽に接続する地下ポンプ室配管のフランジを開放する(清流園職員が実施する)。

13. し尿貯留槽及び汚泥貯留槽の槽内清掃が完了した後、サクシオンホースを引き抜き、地下ポンプ室のマシンハッチ開口部から同室内へサクシオンホースの先端を挿入し、地下ポンプ室の配管内部及び床排水ピットの清掃を実施する。

14. 強力吸引車のタンクに空き容量がある場合は、発注者が指示する槽の清掃を実施する。ただし、当該槽内への立入りは行わず、サクシオンホースを挿入して行う作業に限るものとする。

緊急時対応

1. 作業中に酸素欠乏、硫化水素中毒その他の異常が発生し、又は発生するおそれがある場合は、直ちに作業を中止し、作業員を安全な場所へ退避させるものとする。
2. 槽内に作業員が取り残された場合であっても、二次災害を防止するため、救助者は安全が確認されるまで槽内に立ち入らないものとし、速やかに消防機関へ通報するものとする。
3. 負傷者又は体調不良者が発生した場合は、応急措置を講じるとともに、必要に応じて救急車を要請し、発注者及び関係者へ速やかに報告するものとする。
4. 設備の破損、汚泥等の漏えい、火災その他の事故が発生した場合は、被害の拡大防止に必要な措置を講じた上で、発注者の指示を受けるものとする。
5. 緊急時における連絡体制及び通報先については、作業開始前に作業員全員へ周知し、連絡手段を確認しておくものとする。

作業前安全確認チェックリスト

番号	確認項目	確認
1	作業内容、作業範囲及び作業手順について、作業員全員へ周知したか。	☐
2	作業責任者、監視員及び各作業員の役割分担を確認したか。	☐
3	酸素濃度計及び硫化水素濃度計の作動状況を確認したか。	☐
4	送風機、サクシオンホース、高圧洗浄機その他使用機材に異常がないことを確認したか。	☐
5	保護具(ヘルメット、安全帯、手袋、長靴、送気マスク等)を適切に着用しているか。	☐
6	マンホール周辺及び作業区域に転落、つまずき等のおそれがないことを確認したか。	☐
7	槽内立入り前に、酸素濃度及び硫化水素濃度の測定を実施する体制が整っているか。	☐
8	緊急時の連絡体制、通報先及び退避場所を作業員全員で確認したか。	☐